
平成25年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成25年6月19日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成25年6月19日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第2号 平成25年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第2 議案第9号 周防大島町子ども・子育て会議条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第22号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第4 議案第23号 周防大島町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第24号 周防大島町船舶職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第6 請願第5号 周防大島町久賀歴史民俗資料館等指定管理者の選定方法の検証を求める請願書について
- 日程第7 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号 平成25年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第2 議案第9号 周防大島町子ども・子育て会議条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第22号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第4 議案第23号 周防大島町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第24号 周防大島町船舶職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第6 請願第5号 周防大島町久賀歴史民俗資料館等指定管理者の選定方法の検証を求める請願書について
- 日程第7 議員派遣の件について

出席議員(16名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 魚谷 洋一君 | 2番 魚原 満晴君 |
| 3番 田中隆太郎君 | 4番 広田 清晴君 |

5番	荒川 政義君	6番	中本 博明君
7番	松井 岑雄君	8番	今元 直寛君
9番	尾元 武君	10番	平野 和生君
11番	吉田 芳春君	12番	濱本 康裕君
13番	久保 雅己君	14番	小田 貞利君
15番	平川 敏郎君	16番	新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 利雄君 議事課長 中村 和江君
書 記 大下 崇生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	代表監査委員	……………	西本 克也君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
公営企業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	星出 明君
産業建設部長	……………	佐川 浩二君	健康福祉部長	……………	川口 満彦君
環境生活部長	……………	奈良元正昭君	久賀総合支所長	……………	松村 正明君
大島総合支所長	……………	福田 美則君	東和総合支所長	……………	藤山 忠君
橘総合支所長	……………	吉村 昭夫君			
会計管理者兼会計課長	……………				岡本 洋治君
教育次長	……………	西本 芳隆君	公営企業局総務部長	…	藤田 隆宏君

午前9時30分開議

○議長（新山 玄雄君） おはようございます。

昨日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 議案第2号

○議長（新山 玄雄君） 日程第1、議案第2号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

質疑は6月11日の本会議で終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第2号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議案2号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論しておきたいというふうに思います。

私は、いつも討論の組み方として、地方自治体の役割という点から討論してきました。それで、今回、歳出部門において、それなりに周防大島町の実態克服のための予算、これは当然組まれているというふうに判断しております。

しかし、見過ごすことができないのが、今回、一応入りで言えば、国庫支出金で入ってきます実際の、名前はセーフティネット支援対策事業補助金ではありますが、実際的にこれがあらかず意味について、どうしても町民の立場からもだめだということをはっきりしたいというふうに思います。

といいますのが、これは、いわゆる近來の生活保護バッシングから発生し、そして今、参議院で議論されている中身にかかわる部分です。実際的に、中身を見てみますと、今までいわゆる法の対象外だった、例えば、私たち町会議員が、別世帯で母親が仮に生活保護によっても、法律的には何ら問題がないという状況でありました。それが、きつくなっていく。その方法として、銀行まで調査するという問題を中身としております。そういうことが実態として起これば、結局は、生活保護は受けられないという方向にたどり着く、いかにして生活保護費を減らしていくかという状況が次から次へ起こってきます。

私は、そういう点で見れば、今回の改正、地方自治体ではしょうがないという考え方があるかもしれませんが、根本問題として、私は今回の議案については賛成できないということをはっきりしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論はないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第2号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第9号

○議長（新山 玄雄君） 日程第2、議案第9号周防大島町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

初日の本会議において付託されました本案について、民生常任委員長より委員長報告を求めます。魚谷民生常任委員長。

○民生常任委員長（魚谷 洋一君） 民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

6月12日、委員全員出席のもと当委員会を開催し、付託された議案第9号周防大島町子ども・子育て会議条例の制定について審査を行いました。審査に当たりましては、執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

委員より、子ども・子育て会議の役割について、会議が計画、立案だけで終わるのか、あるいは、修正が必要であるときに委員が責任を持ってこの会議で処理をするのかどうなのか、どういう会議の性格なのか、役割なのかを今時点でわかる範囲での回答をとの質問に対し、執行部より、教育、保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際には、この会議の意見を聞くこととされている。また、子育て支援に関する計画の内容及び施策の実施状況を調査、審議するなど、継続的に点検、評価、見直しを行う機関であるとの答弁でした。

次に、子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査、審議するとしているが、具体的には、どのような事項に関する調査、審議を想定しているのか。また、今時点周防大島町で発生している問題や生じている不具合を担当課が把握していれば、具体的に説明してほしいとの質問に対し、執行部より、第1に、幼児教育、保育、子育て支援のニーズが適切に把握されているか。第2に、教育、保育施設等地域型保育など、施設、事業のバランスのあり方、幼児教育、保育の提供体制のあり方や目標。第3に、ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか。第4に、費用の使途実績の調査や事業の点検評価。第5に、ニーズ調査、いわゆるアンケート調査の項目の検証を予定している。

また、現在、周防大島町では、具体的な問題として、発達障害の子供が多くおり、その対応に苦慮している。発達障害児の放課後の受け入れ先がなかったため、今年度から旧橘地区にある

「かんころ楽園」で、社会福祉協議会に委託して障害児放課後クラブ事業を実施しているとの答弁でした。

次に、先行している他の自治体では、委員の選抜方法において公募をしている。子育て中の方、就学前児童を養育している方などを複数公募している。また、これらの公募委員が参加できるよう会議の開催時間に配慮したり、託児所を設けるなどの配慮の上、子育て世代の方々の公募を行っているが、周防大島町での公募の予定はあるのかとの質問に対し、執行部より、第2条の子ども・子育て会議を組織する委員の公募は考えていないが、第3条の臨時委員については、公募する場合もあるとの答弁でした。

次に、規則をつくる予定はあるのかとの質問に対し、執行部より、今後検討する形で考えていきたいとの答弁でした。

また、委員より、子ども・子育て会議の委員は、各団体の長だけではなく、子育て中の方も委員に加え、会議に参加しやすいよう開催日などの配慮をしてほしいとの意見がありました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（新山 玄雄君） 魚谷民生常任委員長長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。民生常任委員長さん、御苦労さまでございました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第9号周防大島町子ども・子育て会議条例の制定について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3. 議案第22号

○議長（新山 玄雄君） 日程第3、議案第22号損害賠償の額を定めることについてを議題とし

ます。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第22号損害賠償の額を定めることについてを御説明申し上げます。

平成25年2月13日に、大字東三蒲地内の三蒲漁港内で発生した物損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、お諮りするものでございます。

この事故は、三蒲漁港内の護岸改修工事にコンクリートを搬入するためにミキサー車が進入した際、道路下層部の土砂の流出により空洞化していた箇所が陥没し、当該車両が横転したもので、損害賠償の相手方はユタカ産業株式会社でございます。

なお、損害賠償の額は、車両損害額106万円、営業損害額17万4,468円、代替車両納入経費6万3,340円、事故対応経費3万円、レッカー費用21万9,450円。合計でございますが、154万7,258円でございます。これにつきましては、全国町村会総合賠償補償保険から全額支払われる予定でございます。

なお、この事故で、ユタカ産業株式会社の運転手が、打撲によりまして2日ほど通院治療を受けております。

この賠償につきましては、本議案が御承認いただけましたならば、同様に示談書を交わし、次期町議会で専決処分 of 報告をさせていただきます。

今後、再発防止のため、維持管理の徹底に努めてまいりたいと考えております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今、副町長から補足説明があったところでありますが、きょう追加議案ということで出されたわけですが、実質的に、いわゆる、三蒲漁港の実際どの位置かというのが、非常に、例えば、取りつき側に入るのかどうなのかという部分と、実際にどのぐらい土砂が流出して、実際的にはどういう状況だったのかというのが、まだ報告がないと。どのぐらいの、いわゆる、穴があったのかという部分。

それと、もう一つは、実際的に安全監視にかかわる部分はどだったのかという部分です。実際的に町有地で事故を起こしましたよということで、実際的にはどのような状況で事故が起こったのかという点が、非常にわかりにくいという点で、質疑をしておきたいというふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 佐川産業建設部長。

○産業建設部長（佐川 浩二君） 現場ですけれども、これは三蒲漁港、三蒲の一番東側の端っこに

なると思いますけども、お手元の地図があると思いますけども、一番東側のほうの三蒲漁港の端のほうの現場でございます。そして、土砂の流出とか規模ですけども、陥没箇所は1.5メートル角、深さが1メートルほど穴があきました。その部分がまだ土砂が流出しております。原因としましては、ヒューム管とボックスが地中に埋設されておりますけども、その接続部分がすき間があいてたということで、そこから土砂が流出されたと思っております。

あと、今後の安全確認といいますか、現場がコンクリート舗装でありましたので、見た目、通常ではなかなか穴があいてるという感じではないんですけども、コンクリート舗装でありますので、下が空洞化になっておっても、見た目ではちょっと、なかなかわかりにくいという現場の状況でございます。

今後は、そういったヒューム管が横断しているとか埋設管があるとかいう部分につきましては、今後、調査とか、現場のほうはまた確認したいと思っております。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実際にはわかりにくいという中で起こった事故という報告だったんですが、実際的に、その三蒲漁港のほうに、1日当たりどの程度のいわゆる搬入があった、搬入というのは、いわゆる生コン車もしくは、それからトラック車、そのほかですが、1日当たりどのぐらいの搬入があったのか、たまたまその日1台が搬入しただけという状況なのか、その辺がもっと具体的にわかる範囲で答弁を求めておきたい、いうふうに思います。

○議長（新山 玄雄君） 佐川産業建設部長。

○産業建設部長（佐川 浩二君） 生コン車のその台数ですけども、今ちょっと私のほう、ちょっと手元がございませんけども、ちょっと、何立米ほど打って何台入ってきたかというのは、ちょっと今確認とれておりません。

以上でございます。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） ちょうど1台の事故ということでありますが、実際的に私たちがそれを考えるときに、客観的な状況がわかりにくいというのが内容であります。質疑としては終わりますが、ぜひ、そういう安全対策上、「わからん、後からこういう事故があったけ払うんじや」ということでは、議会もなかなか了承しにくい部分があるということだけ言って質疑を終わります。

○議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第22号損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第23号

日程第5. 議案第24号

○議長（新山 玄雄君） 日程第4、議案第23号周防大島町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定についてと日程第5、議案第24号周防大島町船舶職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第23号周防大島町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例及び議案第24号周防大島町船舶職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、一括して説明を申し上げます。

政府は、ことしの1月24日の閣議において、地方自治体に対しても、平成25年度における地方公務員の給与について、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請することを決定し、1月28日には、総務大臣から全国の都道府県知事・議会議長及び市町村長・議会議長宛てに異例の書簡を送り、今回の要請は、単に地方公務員の給与が高いから、あるいは、単に国の財政状況が厳しいから行うものではなく、現下の最大の使命である日本の再生に向けて、国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要がある中、当面の対応策として平成25年度に限って緊急にお願いするものであると、地方の理解を求めました。

国におきましては、地方公務員の給与削減を前提として、地方交付税を約8,500億円削減し、その給与削減額に見合った事業費を歳出に特別枠を設定し、緊急課題への対応として、1つには全国防災事業費973億円、2つ目には緊急防災・減災事業費4,550億円、3つ目には地域の元気づくり事業費3,000億円、約8,523億円を計上いたしました。

本町では、給与削減分を約1億円、地域の元気づくり事業費を約4,000万円と試算しております。

また、東日本大震災の復興財源を確保するため、国が特例措置として、平成24年から国家公

務員について平均7.8%の給与削減に踏み切ったことにより、各自治体の給与水準を示すラスパイレス指数は9年ぶりに国を上回りました。

本案は、職員の給与削減を前提にした国の地方交付税削減方針を受け、特別職及び職員の給与削減について、臨時的な特例としての条例制定を行うものであり、具体的な取り組みといたしましては、本町における国家公務員の給与改定特例法による措置を反映したラスパイレス指数104.1に対して、国家公務員のラスパイレス指数、100%であります。との差を国の給与削減支給措置による相対的な給与水準の上昇部分と捉え、この部分の減額を行うものでございます。

また、周防大島町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定に伴い、周防大島町船舶職職員の給与の臨時特例に関する条例もあわせて制定することとしております。

それでは、改正の要点を逐条によって御説明申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨でございます。

第2条は、削減対象職員の行政職、医療職及び技能職について、それぞれの職務の級に応じて減額する割合を規定しております。

第3条は、町長及び副町長の給料月額を、第4条は、公営企業管理者の給料月額を、第5条は、教育長の給料月額をそれぞれ減額する割合を規定しております。

第6条は、この条例の規定により、給与の算定の際に生じる端数処理方法でございます。

周防大島町船舶職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定につきましても、周防大島町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例第1条、第2条及び第6条で御説明したとおりでございます。

なお、今回の改正による影響額でございますが、約3,450万円の減額となると見込んでおります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第23号周防大島町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定について、質疑はありませんか。中本議員。

○議員（6番 中本 博明君） きょうは、全員協議会で誰に質問したらいいかわかりませんので、議長にしたんですが、二、三やじが飛んだんですが、きょうは町長に、議員我々は特別職と職員だけでいいものか、議員はどうしたらいいものを町長にお尋ねします。

○議長（新山 玄雄君） ちょっと暫時休憩します。

午前9時57分休憩

.....

午前9時57分再開

○議長（新山 玄雄君） 再開いたします。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 地方議会議員、言うなれば、今の御質問であれば、周防大島町議会議員の議員報酬の取り扱いについて、何らかの基準が示されているのかということに通ずるのではないかと考えております。

地方議会議員につきましては、これは国のほうから、そういうなんが私どもお聞きしておりますので——地方の議会議員につきましては、国会議員については立法府の自主的判断として、国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律、これは平成24年の法律第29号でございますが、これによって取り組まれていることから——各議会において適切に御判断をいただきたいというのが国の答弁でございます。

今のは、中本議員から町長にどういうふうにするかということのようでもございましたので、お答えしたいと思いますが、これは、町長が議会議員の皆様方の報酬を提案するという点については、非常に慎重にならなくてはならない。むしろ議会議員の皆様方で十分な御議論をいただいて、そしてやるとすれば、議員提案でぜひともそういう取り組みをされるということではないと、町長のほうからどうだろうかというのは、ちょっと差し控えたいというふうに思っているところでございます。

例えば、県議会議員の皆さん方が、議員報酬の削減というのをやっておられますが、これについては、今回のとは別のものでもございまして、それぞれの県議会、それぞれの地方議会の皆様方の判断によるものであろうというふうに思っているところでございます。

○議長（新山 玄雄君） いいですか。（「よくわかりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今、補足説明がありました。全体として3,450万円が今回の、いわゆる給与減にかかわる大体影響額という報告であります。

それで、実際的に今回、町長のいわゆる基本姿勢としてまず聞いておきたいのが、今回のようなやり方、いわゆる地方交付税という、特に地方独自の財源に対して国が一方的にカットするようなやり方、これについてまずどういう認識をしているのかという点であります。

なぜかと言うと、協力団体すべて異議を上げております。そういう状況も踏まえて、町長みずからが今回のいわゆる改定について、こういうあり方について、基本的にどのように考えているのかというのが1点です。

そして2点目として、それじゃあ具体的にどうなのかということで、下げ方も基本は、いわゆるラスパイレス100という基準にしたんだと、これは念押しになると思うんですが、それでよいのかという点であります。

それともう一つは、それぞれ等級ごとに比率が変わっておりますので、それぞれの影響分について報告を求めたいというふうに考えます。

それとあと、3条、4条、5条が基本的にはいわゆる1割カットとありますが、特別職のほうもこれの中に入っているのかどうなのか。それも区分けがわかれば、それぞれ影響額を出していただきたいと思います。

また、退職金等に対する影響も出るのではないかとこのように考えております。特に大きいのが来年度退職者に対する影響、これについてもそれぞれあると思いますので答弁を求めておきたいと思います。

○議長（新山 玄雄君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回の地方交付税削減をして、地方の公務員の給与カットということをするについての町長の見解を求めるということでございます。

まず、地方交付税の削減は、自治体の支出を国が縛るということになると思っております。地方自治の趣旨に反すると思っております。非常に私たちとすれば、このようなかたちで地方交付税を恣意的にいじられるというのは、非常に危惧を抱いているところでございまして、このような本年度のような地方側に一方的に削減を迫るようなやり方は、ぜひともやめていただきたいというふうに思っているところでございまして、先般来からも、山口県の町村会として、いろいろな場面で陳情いたしておりますが、ことしのことにつきましては、もう閣議決定も行っておるということでございますので、来年度以降の予算編成で、地方公務員の給与カットを前提に、地方交付税の削減をすることのないようにということは、十分求めてきているところでございます。

もう一点、平成25年の1月24日の閣議決定を読ませていただきますと、25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて、各地方公共団体において、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請をするということでございますので、私は、ぜひとも町の職員の皆さん方にもこの趣旨を理解いただいて、削減した場合に皆さんと一緒に削減をのんでいただきたいということをお願いしておるわけでございます。

私たちの周防大島町の財政状況を、まず皆さんと一緒に考えていただきたいと思うんですが、実はことしの当初予算でも、57%が地方交付税で賄われておるという自治体でございます。そのうちの予算上で言いますと、78億円を普通交付税、これは当然計算上のことでございまして、これをいじくるということとはとてもないと思いますが、ことしはそうですよ。ことしは普通交付税を削減されておるわけですが、しかしながら、この国の閣議決定まで行われている要請をむげに断るということにつきましては、今後の特別交付税ということも当然考えられるわけでございまして、私たちは非常に大きな地方交付税によって、この町の財源を賄っているという自治

体とすれば、やはり、国の要請を真摯に受けとめるべきであろうという決断をしたわけでございます。

○議長（新山 玄雄君） 星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 先ほど、ラスパイレス指数のお話でしたけれども、副町長が御説明申し上げましたように、瞬間風速ではございますが、ラスは104.1ポイントになっておりますので、国家公務員のベース、ラスパイレス指数100との差額4.1ポイントの部分を削減するというところでございます。

それから、影響額でございますが、行政職で1、2級の職員ですが、124万5,111円。3級から5級、2,424万1,392円。6級と7級ですが、572万7,420円。医療職は6万282円、技能職が36万5,610円で、議案が違いますが、船舶職が46万1,304円。それから、条例ではございませんが、現業職の給与は規則で定められておりますので、それに対する影響額としては、13万3,395円となっております。で、一般職等の給与の削減影響額は約3,223万4,000円になります。これに特別職、町長の報酬への影響額は70万3,800円、副町長が、57万7,800円。教育長及び公営企業管理者が、それぞれ53万1,000円となっております。

そのトータルで、先ほど副町長が申し上げました、3,457万8,141円となっております。

それから、退職手当には影響しないのかという御質問でしたけれども、あくまでもこの条例は、給料月額から減ずるという表現ですので、退職金の算定の基礎となります給料月額には、変更はございません。

以上です。

○議長（新山 玄雄君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 次の議案まで答弁いただいたんですが、実際的に影響がそれだけにかかわらないというのが、周防大島町の状況です。例えば、これから可決されると、実際的には先程条例でいわゆる4条で周防大島町公営企業管理者が医師である場合の給与等に関する条例で企業管理者もカットになるというふうを考えるわけですが、それに伴いまた、実際的にはそこで働く皆さん方についても、いわゆる影響が出るというふうになってくるのが、残念ながら道理であろうと思っております。

その中で、公営企業局の場合が一体どのぐらいの影響が出るのかということで、実際的には医師等の1、そして2、3の看護師、そして、それぞれの別の行政職、そして、もう一つがありますが、ぜひその辺で数字を出していれば、影響額等答弁を求めておきたいと思えます。

○議長（新山 玄雄君） 石原企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 給与の削減に対する公営企業局の対応につきましては、周防

大島町に準じて、7月より本俸の2.5%から5%削減予定でございます。その影響につきましては、部長のほうから詳しく報告いたします。

○議長（新山 玄雄君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 広田議員さんの公営企業局の職員の給与の影響額でございますけれども、行政職が295万4,000円、医療職1、医師でございますが、322万8,000円で、医療職2、これは医療技術員でございますが、537万円、医療職3、看護師、准看護師等でございますが、898万3,000円。教育職、これは看護学校の教員になりますが、112万1,000円、現業職、こちらは給与、休職、看護助手、介護福祉士等でございますが、290万円。特別職でございます公営企業管理者が、53万1,000円で、総計が、2,652万8,000円の影響となります。

○議長（新山 玄雄君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第24号周防大島町船舶職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第23号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議案第23号周防大島町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定について、反対の立場から討論しておきたいと思っております。

いいのですが、私はずっと給与改定も議論しました。そして、かつてはラスパイレスで、約27年前当時からラスパイレスを基準に議論したこともあります。

そしてまた、実際的には公務員労働者の特殊性、労働の特殊性ということで、いわゆる公務員というのは、基本的にはそこに住む住民全体の奉仕者なんだ。それをもとに基本的には初めて、いわゆる権利としての給与、これが認められるんだということを議論してきました。

その中で、私が今回も基本的には討論しておきたいのは、いわゆる、先ほど質疑でもしましたが、国が勝手にいわゆる地方交付税、地方独自の財源を先にカットして、いわゆるその自治体ごとにもカットさせるということは、まずやっちゃいけない行為なんだということを明確にしておきたいと思っております。

そしてまた、周防大島町、いわゆる町行政職のカット額が全体で3,450万円ということでありますが、皆さん方も御承知のように、ここ10年、失われた10年ということを知ったことがあると思っております。マスコミ等が盛んに言っております。

それは何かと言えば、特に失われた10年は、いわゆる「労働者の格差拡大」、これが大きかったわけです。一つは、それともう一つは、労働時間の拡大。そしてまた、もう一つは、いわゆる公務員という層は、いわゆる特定のよい集団だ、という言い方で行いました。そして一方では、派遣という、いわゆる派遣とか労働契約の概念の変更で、実質的には200万以下の労働者をつくり出すことが、当たり前なんだというやり方をしました。

その中で、この10年間はいわゆる意図的な公務員バッシングが続けられた。これは、私は客観的な事実ではないかと考えております。そういうベースの元で、今回の改定があるんじゃないかということで、私は今回の改定については、今まで以上に怒りを覚えるところであります。

特に今、盛んに一方では自治体独自のいろんな言い方をするが、国が手練手管を用いてやるやり方、これは地方自治体から、やっぱりだめだよという声を上げていかん限り、これはとめられんと思います。

それともう一点は、きのうも町長がちょっと触れたんですが、いわゆる普通交付税については、これ以上のことはないかもわかりませんが、特別交付税については、いわゆる嫌がらせ的なやり方が発生するかもわからんという俗人的な言い方をしますが、危惧する人も实际的に国のやり方、おどしなんですよ。それを明確にしておきたいというふうに思います。

今回7.数%の公務員の一方的カットで、たまたまいわゆる104という格好になりましたが、実態は長い間、実はラスパイレスで言っても100以下の自治体だったんだよ、ということも改めて言っておきたいと思います。

以上の立場から、今回の臨時にかかわる部分、いわゆる周防大島町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定について、反対の立場から明確にしておきたいと思います。

以上であります。

○議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第23号周防大島町一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第24号周防大島町船舶職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 請願第5号

○議長（新山 玄雄君） 日程第6、請願第5号周防大島町久賀歴史民俗資料館等指定管理者の選定方法の検証を求める請願書を上程し、これを議題とします。

さきの第1回定例会において付託されました本案について、総務文教常任委員長より委員長報告を求めます。田中総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（田中隆太郎君） 総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における、本年3月の定例会において、閉会中の継続審査となりました請願第5号の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は6月11日、委員全員出席のもと委員会を開催し、閉会中の継続審査となりました請願の審査を行いました。

審査に当たりましては、請願の紹介議員であります広田清晴議員から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、お手元に配布いたしております報告書のとおり、請願第5号周防大島町久賀歴史民俗資料館等指定管理の選定方法の検証を求める請願書について、全員一致により、不採択すべきものと決定いたしました。

請願の要旨は、選定基準の策定や選考委員会のあり方等、その選定過程に大きな疑問が残ると考えられるため、一連の選定プロセスを明らかにし、選定の公平性及び透明性を確保することと、指定管理制度運用の実態を検証し、制度運用の適正化を図るよう求めるものであります。

請願の理由とされている次のことについて、審査過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

審査項目ごとの配点が前回と変わったことについては、今後重点を置きたい審査項目の点数を上げることはあり得ることであり、また、変更する場合には、事前に応募団体に示すべきではないことについては、仮に事前に知らせていなかったとしても、応募団体にとっては、同一条件下での応募であり、公平性が保たれていないとは言えない。

次に、選定委員が前回と変わったことについては、選定委員の変更はあり得ることであり、このことが、選定結果に影響を及ぼしたとは言えない。

また、今回選定された宮本常一資料保存研究協議会は、教育委員会の職員が事務局を担当し、

町の施設である周防大島文化交流センターが主体的に事業活動を進めてきた団体であるということについては、当該団体が、久賀歴史民俗資料館等の施設及び資料を有効活用し、特色のある運営をしていこうとしていることが選定委員会において評価されたものであり、このことが選定の公平性を欠いたとは言えない。

さらに、公募に当たっては、募集要項等について質問を受け付け、その内容と回答を公表している。

今後の指定管理者の公募にあたっては、応募される団体に対し、募集要項等を詳しく伝える努力を引き続き執行部にお願いする。

以上が、本委員会に付託されました請願に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（新山 玄雄君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。総務文教常任委員長さん、御苦勞さまでございました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。請願第5号周防大島町久賀歴史民俗資料館等指定管理者の選定方法の検証を求める請願書について、委員長の報告は、不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第7. 議員派遣の件について

○議長（新山 玄雄君） 日程第7、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣したいと思います。

ちょっとお手元の配布の中で字が間違っております。議員派遣の件というものですが、3番目の山口県議会実務研修会というほうですが、その第5番目の「演題、町村議会の氏名と議員の責務」、使命が名前の氏名となっております。「誇りと使命忘れめや」の「使命」であります。議

員の使命とか、そういう使命でありますので訂正してください。

そのお手元に配布したとおり議員を派遣いたしたいと思います。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次にお諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成25年第2回定例会を閉会します。

○事務局長（西村 利雄君） 御起立願います。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 荒川 政義

署名議員 中本 博明